

船舶事故調査報告書

平成23年8月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年12月14日 03時12分ごろ
発生場所	熊本県天草市下須島南西岸沖の下烏賊瀬付近 牛深大島灯台から真方位125° 3.2海里付近 （概位 北緯32° 09.2′ 東経130° 01.2′）
事故調査の経過	平成23年1月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{たかえい} 孝栄丸、6.00トン KM2-3940（漁船登録番号）、個人所有 11.70m（Lr）×2.50m×1.01m、FRP ディーゼル機関、281kW（漁船法馬力数）、昭和54年4月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年9月13日 免許証交付日 平成21年9月15日 （平成27年9月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関室等に浸水、沈没して全損
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、キビナゴ漁のため、船首喫水約0.5m、船尾喫水約1.2mで下須島の南西岸沿いを同島南部の砂月浦の漁場に向けて4隻の僚船と共に南東進した。</p> <p>船長は、舵輪後方の渡し板に腰を掛けて手動操舵により操船し、下須島西方沖の浅礁の間を通過したのち、平成22年12月14日03時09分ごろ、左舷側に下須島南西端から南方に浅礁が拵延していたので、その最も沖（西方）にある下烏賊瀬の西方沖を約100m隔てて通過するつもりで、GPSプロッターとレーダーにより針路を下須島南西端沖にあるガン瀬に向く約158°（真方位）とし、対地速力約16.5ノットで航行した。</p> <p>船長は、漁船の出漁状況が気に掛かっていたので、手動操舵中の舵輪から手を離して渡し板の上に立ち、操舵室の天窓から顔を出して左舷前方の漁場と先行する僚船の灯火を見ながら南東進していたが、船位を確認していなかったため、本船の進路が徐々に左に向き、下烏賊瀬付近の暗岩に接近していることに気付かずに航行した。</p>

	<p>船長は、03時12分ごろ、下烏賊瀬の沖に達した頃、GPSプロッターで船位を確認しようとして渡し板に腰を掛けてGPSプロッターを見たとき、下烏賊瀬付近の暗岩に乗り揚げて船尾付近に衝撃を受けた。</p> <p>本船は、機関室等に浸水して航行不能となったので、僚船に無線で援助を求め、僚船により砂月浦に向けてえい航中に沈没したが、船長は救助された。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 霧雨、風向 北西、風力 2～3</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の中央期</p>								
その他の事項	<p>船長は、GPSプロッターに下烏賊瀬が表示されており、また、同瀬の周辺で魚群を探索したことがあったので、同瀬についてはよく知っていた。</p> <p>船長は、他の漁船よりも早く漁場に到着して魚群を探知することがキビナゴの漁獲量の増加につながることから、本船の速力が遅いこともあって漁船の出漁状況が気に掛かり、左舷前方の漁場の方を見ていた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、下須島南西岸沿いを南東進中、船長が、手動操舵中の舵輪から手を離し、操舵室の天窓から顔を出して漁船の出漁状況と先行する僚船の灯火を見て船位を確認していなかったことから、本船が進路を左に変えながら、下烏賊瀬付近の暗岩に接近していることに気付かずに航行し、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、手動操舵中に舵が左にとられた状態で舵輪から手を離したことから、本船が進路を左に変えながら航行した可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、下須島南西岸沿いを南東進中、船長が、手動操舵中の舵輪から手を離し、操舵室の天窓から顔を出して漁船の出漁状況と先行する僚船の灯火を見て船位を確認していなかったことから、本船が進路を左に変えながら、下烏賊瀬付近の暗岩に接近していることに気付かずに航行し、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、手動操舵中に舵が左にとられた状態で舵輪から手を離したことから、本船が進路を左に変えながら航行した可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、下須島南西岸沿いを南東進中、船長が、手動操舵中の舵輪から手を離し、操舵室の天窓から顔を出して漁船の出漁状況と先行する僚船の灯火を見て船位を確認していなかったことから、本船が進路を左に変えながら、下烏賊瀬付近の暗岩に接近していることに気付かずに航行し、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、手動操舵中に舵が左にとられた状態で舵輪から手を離したことから、本船が進路を左に変えながら航行した可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、下須島南西岸沿いを南東進中、船長が、船位を確認していなかったため、本船が進路を左に変えながら、下烏賊瀬付近の暗岩に接近していることに気付かずに航行し、同暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅礁海域を航行中は、常時、GPSプロッター又はレーダーを活用して船位の確認を行うこと。 								